

# 多文化社会における”自由”とは

## – Charlie Hebdo 事件の示唆 –

塩原良和研究会 7 期

法学部法律学科 4 年 M 組

31200622 飯塚崇矩

### 目次

1. はじめに
  - 1-1. 問題意識
  - 1-2. 本研究の目的
  
2. シャルリ・エブド事件の概要
  - 2-1. シャルリ・エブド社とは？
  - 2-2. 襲撃事件の概要
  - 2-3. シャルリ・エブド事件は「表現の自由」を脅かすのか
  - 2-4. 襲撃事件に至った「自由の侵害」とは
  
3. フランス建国の歴史と表現の自由
  - 3-1. フランスと風刺画の歴史
  - 3-2. フランス政策からみる多文化共生
  
4. 日本における表現の自由と多文化共生
  - 4-1. ヘイトスピーチ
  - 4-2. 日本における政教分離
  - 4-3. 外国人労働人材登用政策について
  
5. おわりに - 多文化社会における自由とは -
  - 5-1. フランスにおける自由の捉え方
  - 5-2. 日本における自由の在り方

## 1. はじめに

### 1-1. 問題意識

多くの民主主義的先進国で人権保障が憲法に明記され、市民の自由が確保されるようになった今日、しばしば問題となるのは権利の濫用である。市民が有する基本的人権のうち最も重要な権利のひとつであるとされている表現の自由もまたその例外ではない。平成6年2月8日最高裁判所において判決が出されたノンフィクション逆転事件<sup>1</sup>はその最たる例と言えよう。すなわち、アメリカ占領下の沖縄において米兵傷害致死事件で実刑判決を受けた男性が、刑期を終えた後、ノンフィクション逆転という作品において実名公表をされた事を受けプライバシーの侵害を訴え、その原告の主張が認められた判決である。民主主義国家の運営において根幹を為す表現の自由であっても絶対不可侵ではなく、他の人権と衝突した際には制限を受けるということは、人権の性質に鑑みれば明々白々であろう。

2015年1月7日、フランスはパリにおいて、週刊風刺新聞を発行するシャルリ・エブド(Charlie Hebdo)社を複数の武装犯が襲撃し、風刺画家など計12名を殺害する事件が起きた。風刺を中傷的と捉えて行われた犯行であったが、当該事件後フランスでは「わたしはシャルリ(Je suis Charlie)」というプラカードを持った人々が犠牲者の追悼や、表現の自由が侵害されていることを訴える集会などが相次いで開かれた。その潮流はインターネットやSNSを通じて瞬く間に世界中に広まり、日本においてもシャルリ・エブド事件をきっかけとして表現・信教の自由についての議論が多くのメディアを賑わすこととなった。2015年12月5日時点で、「シャルリー・エブド」をGoogle ニュース検索すると約1,720件がヒットし、「シャルリー・エブド 表現の自由」でGoogle ニュース検索をかけるだけでも、およそ550件もの記事がヒットする。新聞記事に限らずネット媒体の記事でも多く取り上げられ、Huffington Post では事件後にシャルリ・エブドの風刺画をフロントページで大きく掲載しようというアメリカ本国の以降があった一方、「日本版編集部では「表現の自由において、テロには屈しない」という趣旨には賛成するものの」フロントページにそれを掲載することは別問

---

<sup>1</sup> 最高裁判所第三小法廷 判決

[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52442](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52442) (15/10/05 アクセス)

題であると判断しこれを行わなかったなど、立場毎に本事件へ対する異なる姿勢が表れる結果ともなった<sup>2</sup>。

もともと、シャルリ・エブド事件について議論する際に、表現の自由 vs. 信教の自由というように一般化し極端な二項対立を仕立て上げることや、犯人を”過激派ムスリム”と一括りにすること等はあまりにも多くの危険をはらんでいる。シャルリ・エブド事件について議論する際には、その固有の背景や当事者の事情を考慮してどう折り合いをつけるべきかを判断すべきであろう。その過激な風刺画ゆえ、本襲撃事件以前からシャルリ・エブドは批判の対象となることが多かった。しかし、イスラーム教徒が教戒によって預言者ムハンマドの表像を禁止されているからと言って、それは信者ではないものの表現行為を制限しうる理由となるのだろうか。風刺画は宗教に立ち入ることは出来ないのだろうか。風刺画と中傷の差異は何なのであろうか。それがただ気分を害するか否かであればあまりに主観的であるし、それこそ表現の自由を脅かす。思うに、今回の襲撃事件はひとつの風刺画に起因するものではなく、それまでのイスラーム教徒のフランス内における社会的地位、または度重なる中傷的な風刺画の掲載やマイノリティとの共生という問題が根底に存在しているのではないだろうか。

また、当該事件の加害者が偶然過激派ムスリムであったという一点のみを強調して報道することは、世界中に散在する約 15.7 億人<sup>3</sup>のムスリムも同様の行動規範を抱いているという誤解を植え付けかねない。ふたつの重要な人権衝突が問題となった当該事件について考える際はこれらの点に留意し、表層にとらわれることなく、慎重な考察をすることが必要不可欠となる。

昨今、日本においても在日特権を許さない市民の会(以下、「在特会」という。)に代表されるように、ややもすれば人種差別が横行しかねないヘイトスピーチが大きな社会問題となっている。また、経済成長を目玉政策としている安倍政権が少子高齢化を受けて外国人労働力活用を検討していること、数年後に東京オリンピックの開催を控えていることなどに鑑みると、近い将来において多くの外国人が国内に流入し、従来の日本にとっては異質な人種・文化・言語が日本社

---

<sup>2</sup> 「「シャルリー・エブド」の風刺画、ハフポスト各国版で掲載判断が別れた理由」、Huffington Post Japan  
[http://www.huffingtonpost.jp/tomoko-nagano/muammad-cartoon\\_b\\_6476042.html](http://www.huffingtonpost.jp/tomoko-nagano/muammad-cartoon_b_6476042.html) (15/12/5 アクセス)

<sup>3</sup> 社会実績データ図録  
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/9034.html> (2015/10/05 アクセス)

会により多様性をもたらすことは想像に難くない。全国民に占める在日外国人数が実に1.7%<sup>4</sup>（15年6月時点で総在留外国人数約220万人）しかない国民国家である日本で、いかに異文化な彼らと各々の自由を担保した上で共生していくかを考える上で、シャルリ・エブド事件を考察することは示唆に富む。

## 1-2. 本研究の目的

本論文では、シャルリ・エブド事件を切り口としてフランスにおける表現の自由、移民統合政策などの問題点をあぶり出すことで、今後さらに多様化が進む日本における多文化共生の在り方を考える。本論文の構成としてはまず、フランス建国の歴史の中で、風刺画や表現の自由がどのような役割を果たしてきたのかをみることで、今日のフランス市民の表現の自由に対する意識を紐解く一助とする。次に、フランス国民の多様性と移民政策についての考察を通して多様な人種・文化がどのようにしてひとつの共和国を構成しているのか、それがシャルリ・エブド事件になんらかの関連性を持つのかを考察する。これによって得られる示唆を通して、日本の今日における表現の自由の捉われ方、そして今後より多文化社会となっていく日本において然るべき「自由」について論考していく。

## 2. シャルリ・エブド事件の概要

### 2-1. シャルリ・エブド社とは？

風刺週間新聞を発行するシャルリ・エブド(Charlie Hebdo)は1960年10月創刊の月刊風刺雑誌アラキリ(HARA-KIRI)にその起源を遡る。アラキリは読んで字のごとく日本語の「腹切り」に由来し、そのサブタイトルで'Journal bête et méchant'と謳っていた様に、「バカで意地の悪い」風刺をテーマとしていた。「現

---

<sup>4</sup> 法務省入国管理局、総在留外国人数より概算  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001139146> (2015/12/5 アクセス)

在まで続く同紙の基本的なコンセプトは、1968年の五月革命の頃に確立された<sup>5)</sup>という。「当時のフランスの雰囲気をも分に反映し、風刺という非暴力的な手段であらゆる既存の権力を攻撃し、そこから自由であることを目指す、左翼色の強い新聞となった。以来同紙は、長年さまざまな社会的側面において「自由化」が目指される時代背景に即し、反権威主義やアナキズムの文脈の中で愛されてきた」<sup>6)</sup>。1970年11月にはシャルル・ド・ゴールの死を揶揄した表紙で発禁処分を受けながらも、翌週には紙名をシャルリ・エブドに変えて発行を続けた。シャルリ(Charlie)とは、スヌーピーでおなじみの漫画ピーナッツの主人公の、少しドジで愛されキャラであるチャーリーにちなんだものであり、またシャルル・ド・ゴールにもかけた紙名である<sup>7)</sup>。また、エブド(Hebdo)とは、フランス語で毎週の・週刊を意味する *hebdomadaire* からきている。同紙は一度1982年に売上不振で休刊するも、1992年に再刊し現在にいたる<sup>8)</sup>。

シャルリ・エブド社の政治的思想は極左<sup>9)</sup>であり、多くの左派の多様な意見を代弁している<sup>10)</sup>。また今回の襲撃事件で殺害された同社所属の風刺画家であり、発行人であるシャルブ曰く、同紙は反人種差別的である<sup>11)</sup>。主に国外・国内政治や宗教に関する風刺画を描き、あらゆる権威を笑い飛ばすことで多くの右派やカトリック教会から反感を買ってきた。

2011年11月2日に発行された1011刊号では、従来の紙名の上に”Charia Hebdo”と重ね、預言者ムハンマドを揶揄する表紙を掲載した(図1参照)。Charia

---

<sup>5)</sup> p.15 鹿島他、2015

<sup>6)</sup> 同上

<sup>7)</sup> 《Pourquoi Charlie Hebdo s'appelle Charlie Hebdo》, Direct Matin <http://www.directmatin.fr/bd/2015-01-08/pourquoi-charlie-hebdo-sappelle-charlie-hebdo-697511>(16/1/19 アクセス)

<sup>8)</sup> 巻頭付録 鹿島他、2015

<sup>9)</sup> “Charlie Hebdo and its place in French journalism”, BBC <http://www.bbc.com/news/world-europe-15551998>(15/12/2 アクセス)

History, Charlie Hebdo <https://charliehebdo.fr/history/>(15/12/2 アクセス)

<sup>10)</sup> 《Charlie Hebdo, c'est la gauche plurielle》, Le Courrier [http://www.lecourrier.ch/charlie\\_hebdo\\_c\\_est\\_la\\_gauche\\_plurielle](http://www.lecourrier.ch/charlie_hebdo_c_est_la_gauche_plurielle)(15/12/2 アクセス)

<sup>11)</sup> 《Non, “Charlie Hebdo” n'est pas raciste !》, Le Monde [http://www.lemonde.fr/idees/article/2013/11/20/non-charlie-hebdo-n-est-pas-raciste\\_3516646\\_3232.html](http://www.lemonde.fr/idees/article/2013/11/20/non-charlie-hebdo-n-est-pas-raciste_3516646_3232.html)(15/12/2 アクセス)

とはコーランとファトワーから見出される、イスラーム世界独自の法規システムである Sharia を振ったものである<sup>12</sup>。この風刺画が引き金となり、シャルリ・エブド社は編集部を放火され全焼する被害を受けている。

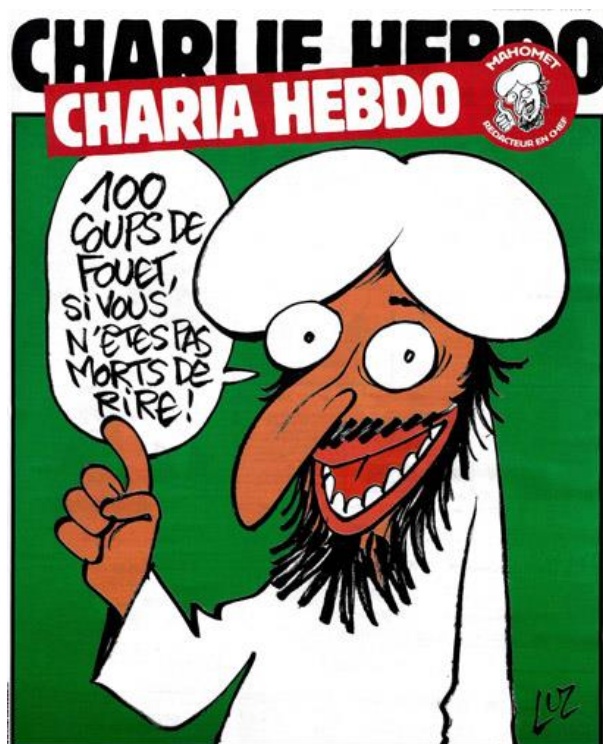


図1. Charia Hebdo(11年11月2日発刊)

[http://fr.canoe.ca/infos/galleries\\_photos/20150107130659\\_couverturescharliehebdo/#](http://fr.canoe.ca/infos/galleries_photos/20150107130659_couverturescharliehebdo/#)

「独立性保持のため広告は掲載せず、購読料と寄附のみで運営。かつて10数万あった部数も激減し(販売部数約3万部。うち定期購読が1万ほど)、存続が危ぶまれていた」<sup>13</sup>。同社の過激な風刺画はこの経営方針ゆえに成り立つものであると言える。放火事件を受けてもなお同紙の方向性をぶれさせることなく経営をしてきた矢先に、今回の襲撃事件が同紙を、そしてフランスを襲うこととなった。

<sup>12</sup> “What is Sharia and how is it applied?”, BBC

<http://www.bbc.com/news/world-27307249> (15/12/3 アクセス)

<sup>13</sup> 巻頭付録 鹿島他、2015年

## 2-2. 襲撃事件の概要

2015年1月7日、シャルリ・エブドはイスラーム教徒のジハーディスト戦士がカラシニコフ銃を肩に担ぎ「フランスにはまだ攻撃がないな。いや待てよ、一月末までは新年の挨拶ができるんだな」といった趣旨の風刺画を掲載した(図2参照)。同日午前、覆面を被りカラシニコフ銃で武装した男2名が同紙を襲撃し、風刺画家5名を含む計12名を殺害した。5名の風刺画家はシャルブ Charb、ヴォランスキ Wolinski、カビュ Cabu、ティニユス Tignous、そしてオノレ Honoré である。中でもシャルブは2009年よりシャルリ・エブドの発行人を務め、ヴォランスキとカビュは同紙を創刊当時から支えていた風刺画家であり、彼らの死はシャルリ・エブド社にとって大きな損失であったことは想像に難くない。

本襲撃事件を受けて、フランス政府はテロの警戒レベルを最高に引き上げ、オランド大統領が襲撃現場に急訪するなど、フランスは一瞬にして不穏な空気に包まれることとなった。同日午後にはレピュブリック広場をはじめフランス各地で襲撃の犠牲者を追悼する集会が開かれた。襲撃当日の夜には、「パリ19区に乗り捨てられた車から、襲撃犯のものとみられる身分証明書が発見」され、「捜査当局はサイド・クアシ(34歳)とシェリフ・クアシ(32歳)を襲撃犯と断定」した<sup>14</sup>。

---

<sup>14</sup> 巻頭付録 鹿島他、2015



図 2. Charlie Hebdo (15 年 1 月 7 日発刊)

[http://www.lemonde.fr/actualite-medias/article/2015/01/07/charb-je-prefere-mourir-debout-que-vivre-a-genoux\\_4550759\\_3236.html](http://www.lemonde.fr/actualite-medias/article/2015/01/07/charb-je-prefere-mourir-debout-que-vivre-a-genoux_4550759_3236.html)

翌 8 日にはパリ南郊モンルーージュで、女性警官が何者かにカラシニコフ銃で銃殺された。9 日には前日の銃撃犯とみられる男がパリ東部ポルト・ドゥ・ヴァンセンヌのユダヤ系スーパーに人質をとって籠城した。フランス捜査当局は銃撃犯をアムディ・クリバリ(32 歳)と断定し、憲兵特殊部隊をスーパーに突入させ、籠城していたクアシ兄弟とクリバリの死亡を関係筋が明かした。

### 2-3. シャルリ・エブド事件は「表現の自由」を脅かすのか

誰しもがシャルリ・エブド事件は、「表現の自由の危機を意味する」という既存観念に疑義を呈することもなく、議論を進めている。しかし、襲撃事件前と後とは、「シャルリ・エブド事件」は異なる論点を包摂しているように思う。すなわち、預言者ムハンマドの風刺がきっかけとなり襲撃事件が起き、結果的に表現の自由の危機が叫ばれることとなったが、襲撃犯たちの目的は果たして表現の自由を虐げることであったのだろうか。シャルリ・エブド事件は表現の自由の



侵害を本当に意味しているのであろうか。本襲撃事件は「風刺」や「表現の自由」のみならず、より複雑な要因が錯綜して生じた現象ではないのだろうか。この点について再考する必要がある。

この問いかけは主体によって答えが異なる。「襲撃犯」の目的が表現の自由の侵害であったことは考えにくく、シャルリ・エブド社襲撃の動機は宗教的な信心を害されたことに起因することは火を見るよりも明らかであろう。しかし、彼らの襲撃によって起こされた「シャルリ・エブド事件」は結果的に表現の自由を虐げることになった。すなわち、この一件は過激な宗教的表現が一部の人を過度に刺激することによって、表現者の生命・身体に物理的被害を及ぼしかねないことを世界に示すこととなった。つまり、宗教的信心を害されたと主張する襲撃犯によって事件は引き起こされ、その事件が結果的に表現の自由の侵害を招いたのだ。関口が言う様に「当該事件以降、発禁処分されるイスラーム系表現者、および自主規制するアーティストは語られていないが多く、その意味でも表現の自由は虐げられていた」<sup>15</sup>。フランスには移民や亡命者など、フランスに移住していなければ死んでいたかもしれない人が多いため、表現の自由に対してある種過敏に反応していた可能性についても理解しておくべきであろう<sup>16</sup>。また、シャルリ・エブド事件の襲撃犯が自らの宗教規範に従わなかった風刺画家に対して制裁を加えるということは、特定の宗教を信仰する・しない自由を自ら侵害していることになり、ある種のパラドックスに陥る。フランスでは全市民に保障されている信教の自由を害することは、すなわち自らも保障されている権利に傷をつけることを意味するのだ。

要は、行動・事象の目的と、その結果を明確に区別することなく議論を進めると大きな齟齬が生じると考える為、本論文においてはその点について留意する。シャルリ・エブド事件”前”に着目するならば、論点は表現の自由の侵害ではなく、よりその制限に光が当てられることとなり、議論の態様も大きく変わってくるだろう。

#### 2-4. 襲撃事件に至った「自由の侵害」とは

---

<sup>15</sup> p.18 鹿島他、2015

<sup>16</sup> 同上

シャルリ・エブド事件によって、その後表現の自由がいかに虐げられることとなったのかについては、ひとつの大きな論点となりうる。襲撃事件のきっかけとなった風刺画の作者であるリュズが、預言者ムハンマドは「なによりも僕のキャラクター - Mon personnage」と言っていたことに関して、関口は以下の様に述べている。

イスラーム教徒にとっては確かに、ムハンマドの表像は許しがたいのだろう。しかし作者の立場からすれば、漫画家であれ小説家であれ、自分がある人物を作り上げることを否定された瞬間、創作は成り立たなくなる<sup>17</sup>。

明々白々ではあるが、イスラーム教徒が教戒によって預言者ムハンマドの表像を禁止されているからと言って、それを信者ではない他者にまで強制することはお門違いである。それこそ表現の自由という基本的人権の侵害と行うことができるだろう。他方で、それゆえに侮辱的な風刺画までもが表現の自由の名の下に保護されるべきか、というのはまた別問題と言える。預言者ムハンマドの表像という事実だけで敬虔なイスラーム教徒は気分を害するのであるから、侮辱的か否かの線引きが主観的となってしまう、より問題を複雑化させる。

しかし、本論文の目的である多文化社会における自由について論じる際には、襲撃が起きるまでの過程において歴史的・宗教的・政治的にどのような要因が複合的に作用しあって事件勃発に至ったのかにより意味があると考えられる。シャルリ・エブド事件によっていかに表現の自由が侵害されたのかを事後的に論じることは、あくまで事件の回顧にすぎない。将来的に同様の事件を防ぐ為により生産的な議論とする為には、根本的な要因を究明することが不可欠であり、それはすなわち多文化なフランス社会における自由の衝突・制限に遡及する。風刺も含めた表現が保障され、特定の宗教を信仰することを保障されたフランス社会において、本襲撃事件に至る様な「自由の侵害」の存否をみることを、以下の章での目的としたい。

---

<sup>17</sup> p.15 鹿島他、2015

### 3. フランス建国の歴史と表現の自由

#### 3-1. フランスと風刺画の歴史

##### 3-1-1. フランス革命と風刺画

風刺の歴史は紀元前にまで遡る。登場当初は文学作品の風刺画が主であったが、とりわけフランス革命においては公の権力に弱者が立ち向かう武器として大きな役割を果たしたと言われている。それは、風刺画がそのグラフィックで見る者の視覚に訴えかけるものであり、文字が読めない大衆に対しても強烈なメッセージを伝えることができたからであろう。しかし、風刺画ははじめからその政治的武器としての効用を認められてはおらず、従来は専ら商業的な目的として製作されていた。その時代、価値観、人々の欲望や憎悪などを多分に反映し往々にして中傷的でグロテスクな表現方法が用いられていた。そして、1793年に革命政府が誕生し、公安委員会が画家ダヴィットに公式に依頼することによって風刺画は政治的革命の一端を担う様になる<sup>18</sup>。風刺画は大衆の視線であり続け、その姿勢をぶらすことなく大きな権力に対して立ち向かっていた。政治的意図を持つ風刺画では王は愚鈍なものの象徴として豚に描かれることが多かった。「歴史家アニー・デュプラの分析によると、王のカリカチュアでは王は暴飲、暴食する愚鈍な人間であり、無力であり(だから女王にふりまわされる)、金銭には貪欲であること等々を意味する」という<sup>19</sup>。

ブルボン朝第5代のフランス国王であるルイ 16 世は在位中のフランス革命時代に太った豚として風刺画にしばしば描かれ、王妃マリー・アントワネットは顔から胸までが人間の女性で翼と下半身が鳥であるギリシャ神話に出てくる怪物に描かれ大衆に笑い飛ばされていた。赤字夫人としても知られるマリー・アントワネットは、王妃でありながら国民の血税を私利私欲の為に浪費し続けるという点において、風刺画での格好の対象となっていたようである(図3参照)。

---

<sup>18</sup> p.5 多木、1991

<sup>19</sup> p.6 同上



図3. マリーアントワネットの風刺画

[http://frda.stanford.edu/en/catalog?f%5Bgenre\\_ssim%5D%5B%5D=Caricatures+et+dessins+humoristiques](http://frda.stanford.edu/en/catalog?f%5Bgenre_ssim%5D%5B%5D=Caricatures+et+dessins+humoristiques)

フランス革命後も、風刺画の文化はフランスに根強く影響を与えることとなる。ルイ16世処刑後の第一帝政期では、ナポレオンが風刺画の対象となっていたが、「王政復古時代になると、自由主義派の新聞が国王とその側近を批判する戯画を載せて、王制の打破に貢献した。風刺新聞は政治的な効果をもたらした」のである<sup>20</sup>。1848年に起きた二月革命によりルイ・フィリップが亡命し七月王制は終焉したことをきっかけに第二共和制が始まったものの、ブルジョワや農民、労働者が揃って強力な指導者による保護を求めた。そんなさなか、ナポレオン3世がクーデターを起こし、わずか4年間で第二共和制は倒れることとなった。ナポレオン3世は憲法を一新した上で国民投票を経てフランス皇帝に即位し、第二帝政(1852-1870)が始まることとなった。第二帝政では検閲が復活させ

<sup>20</sup> p.61 鹿島他, 2015

られ、報道や出版など厳しい言論統制が行われることとなった<sup>21</sup>。公に政権批判をすることができなくなった風刺画家たちは、その対象を社会風俗へと変えてゆく。「やがて、第三共和制期になると、1881年の法律によって報道・出版の自由があらためて保障されることとなり、多くの新聞や雑誌が誕生し、風刺画も復興することとなった<sup>22</sup>。

この様に、フランスでは200年以上にも渡って市民の間で広く風刺画が認知されており、また革命などを通じてより良い生活を追求する過程で不可欠な要素となっていたことがわかる。フランスにおいて風刺画は非常に長い歴史を誇るが、では今までシャルリ・エブド事件の様な自由の侵害はあったのであろうか？もちろん、風刺画というその性質から表現方法は初期から下品で中傷的であることが多かったが、従来の風刺画では「権力を持つ者を笑い飛ばす(ことで日常の生きるエネルギーを得る)」「権力者に対する社会的弱者の政治的攻撃ツール」という一貫した軸があった。すなわち、風刺画が風刺画たりえる為には、力の非対称性がその前提条件となる。しかし今回の襲撃事件においてはそのパワーバランスが保たれていたとは言いがたい。特に、今日のようにインターネットが発達し情報が溢れる社会においてメディアの持つ力は非常に大きい。そんな中でシャルリ・エブド社が、フランス国内においてマイノリティであるイスラーム教徒に対して侮辱とも取れるような風刺画を描いたことは、単純に表現の暴力であり、差別であり、従来の風刺画とは態様を違える。その点において、風刺画の文化が色濃く根付いたフランス市民にとっても、シャルリ・エブドの風刺画は賛否を大きく隔てるものとなった。

### 3-1-2. 表現の自由と風刺画

1789年の人権宣言以来、フランスでは表現の自由を平等に市民に保障している。以下にフランス憲法における表現の自由の条文を日本語訳で引用する。

#### 第11条(表現の自由)

---

<sup>21</sup> p.62 同上

<sup>22</sup> 同上

思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、法律によって定められた場合にその自由の濫用について責任を負うほかは、自由に、話し、書き、印刷することができる<sup>23</sup>。

日本国憲法第 21 条において表現の自由が保障されているのと同様に、フランス共和国憲法においても、表現の自由は決して際限なく認められるものではなく、一定の制限を伴う権利として保障されている。もっとも風刺の自由は認められており、1992 年にはパリ大審院において作者が誇張することや、人物像を恣意的に変更することは表現の自由の下に保障されていることを認めている<sup>24</sup>。また、欧州人権裁判所においても 13 年 3 月、「風刺や揶揄は「一般利益(公益)」に関わる議論に有益な役割を果たし、社会的議論に資する有効な手段である<sup>25</sup>」という立場が表明されている。

シャルリ・エブド社は創刊以来、実に 48 回名誉毀損で裁判を受けている。しかしながらそのうち有罪判決を受けたのは 9 回のみであり、預言者ムハンマドに関する訴訟に関しては敗訴したことがない<sup>26</sup>。2007 年に預言者ムハンマドの風刺画を掲載し提訴された際には、司法当局は「この風刺画の出版のタイミングや状況は、イスラーム教徒全部を攻撃する意図が含まれているとは解釈されない<sup>27</sup>」と判断し、風刺画は本来特定の人物や宗教を差別・攻撃するためにあるのではないとした。すなわち、風刺画に限らず表現行為の是非というのは一律の判断基準があるのではなく、国ごとの文化や社会情勢、表現行為のタイミングなど諸々の事情を総合考慮して決すべきであることが伺える。

### 3-2. フランス政策からみる多文化共生

工藤が言う様に、「宗教と人種の相違は、国家の内部に住みついた「他者」を

---

<sup>23</sup> 樋口・吉田、1991

<sup>24</sup> p.265 渡邊、2015

<sup>25</sup> p.266 同上

<sup>26</sup> 同上

<sup>27</sup> 同上

周縁化し、排斥するための強力な武器となる」<sup>28</sup>。多様な人種・宗教的信仰を持つ者が生活を営み、共生するフランスにおいて移民や社会的マイノリティの存在はシャルリ・エブド事件を考察する際にも決して無視することは出来ない。フランスでは 1905 年に政教分離法が制定されて以降、ライシテ(laïcité)という政教分離原則が徹底されている。まずは、このライシテを見ることでフランスにおける信教の自由の在り方や問題点についてみた後、マイノリティがどのようにフランス共和国の一員として受け入れられているのかを移民統合政策等を通して紐解く。

### 3-2-1. ライシテ(laïcité)とイスラーム教の衝突

「フランスは不可分の非宗教的、民主的かつ社会的な共和国であり、出自、人種、または宗教の区別なしに市民の法の下での平等を保障する」と、フランス共和国憲法の第 1 条は規定する。フランスにおける政教分離の起源は第三共和制時代にまで遡る。当時は未だにカトリック教徒が支配的であり、旧勢力の復権を恐れた共和派や新教徒によって政教分離は支持され、今日のフランスにおいては公の場でのライシテが徹底されている<sup>29</sup>。日本においても、国家が行為の目的において宗教的意義を有し、特定の宗教を援助、助長、促進、または干渉、圧迫する効果を有すると認められるものは禁止されており、宗教の政治的権力行使を禁じている点で政教分離が妥当する。もっとも、フランスにおけるライシテはそれにとどまらず、公の場での宗教色を徹底的に排除することで、宗教と政治の領域を完全に分け隔てている。これは複数の宗教が国家権力や政治から切り離されて保障されることで、各人の宗教の選択および信仰の自由を保障することに意義が見出される。留意すべき点は、ライシテは物的質的發展により社会的・文化的に生活水準が向上することによって、宗教の価値が相対的に後退するとされる「世俗化」とは異なる意味を持つということだ<sup>30</sup>。あくまで宗教選択・信教の自由の保護、政治の汚職や腐敗を避けるべく制定された概念である。

もっとも、あまりに徹底された原理であるだけに問題も見受けられる。例えば公教育における非宗教性担保の為に、公立学校において宗教行事や宗教教育が

---

<sup>28</sup> p.4 工藤、2007

<sup>29</sup> p.264 渡邊、2015

<sup>30</sup> p.8 ボベロ、2014

行われたいのはもちろんのこと、教師や生徒が特定の宗教を流布することや宗教的シンボルを誇示することも厳格に禁止されている。この原則に伴い、イスラーム教徒のスカーフやベール（以下、「ブルカ」という。）着用がフランスの大きな社会問題として生じた。事の発端は2003年12月、当時のシラク大統領に対してフランス共和国の原則であるライシテが危機に瀕している、という認識のもと官公庁、公立学校、公立病院など公の場でのブルカ着用を禁ずべきだと言う答申が申し入れられたことに帰する<sup>31</sup>。2007年にサルコジが大統領となつてからその政治的主張は急進し、2010年にブルカ着用禁止法案は提出された。イスラーム教徒を筆頭に表現・信教の自由の侵害だと多くの批判が浴びせられたが、下院・上院ともに圧倒的多数で可決。翌年4月11日から同法律は施行されており、学校や一般道路等でブルカを着用した場合、150ユーロの罰金またはフランス市民教育の受講が義務付けられた<sup>32</sup>。明らかにイスラーム教という特定の宗教を狙い撃ちにした法案が、ライシテという大原則を徹底しているフランス共和国においてなぜ許容されるのか。それは、フランス革命時からフランス共和国の標語として存在する「自由 *liberté*・平等 *égalité*・博愛 *fraternité*」という三原則に遡及する。

ひとつめの「自由」という標語は個人が抑圧されることなく自己のアイデンティティを保持し、またそれを外部に表明することが出来る権利という、いわゆる西欧的基本的人権であると解する事が出来る。では、「平等」と「博愛」の差異とは何なのだろうか。宮島は「友愛<sup>33</sup>」は出自、地位、能力などを異にする社会諸成員の間の連帯を可能にする倫理的感情という点から、衡平、公正という原理をみちびく原器である<sup>34</sup>と、アメリカの法哲学者J.ロールズの解釈をもとに定義している。この「博愛」の定義こそが共和国であるフランスがフランスたりうる重要な要素であると言える。すなわち、第二次世界大戦以降フランス経済興隆の為に多くの労働人材が必要となり、旧植民地である北アフリカを中心に多くの移民を受け入れてきたフランスがひとつの共同体を成す為に「連帯」することの重要性をこの標語に包摂しているのだ。内藤は「博愛」の働きについて以下の様に述べている。

---

<sup>31</sup> p.145 内藤、2004

<sup>32</sup> 「フランスでブルカ禁止法施行、違反者には罰金1万8000円」、ロイター <http://jp.reuters.com/article/idJPJAPAN-20537920110411> (16/1/19 アクセス)

<sup>33</sup> 本論文でいう「博愛」と同義

<sup>34</sup> p.63 宮島、2006



フランス語をきちんと学び、フランス人らしいものの考え方になじみ、フランス共和国成立の歴史に敬意を払い、フランスの諸原則を遵守するという契約関係を結んで、はじめて「同胞として愛してもらおう」ことができる。そのうえで、自由や平等が保障されるのである<sup>35</sup>。

フランス国籍取得にしても、原則としては血統主義をとりながらも、フランスで生まれいくつかの条件を満たせばフランス市民と認められる<sup>36</sup>ゆえ、「博愛」が移民にとって持つ意味は大きい。そしてその一環として、公の場での宗教色を一掃することで、あくまでフランス共和国の一員であるという意識を市民全員に植え付け、連帯させることがライシテと信教の自由の整合性の理由となる。

ライシテとイスラーム教徒がしばしば衝突するひとつの理由は、イスラーム教の信仰の仕方に起因する。すなわち、イスラーム教にはその性質上、聖俗分離という観念そのものが存在しない。聖俗分離とは内心に信心を留めておくことと、それを外部に表明することを区別する概念であり、政教分離は聖俗分離を前提として為しうる。それは預言者ムハンマドの「信仰とは、心の中にしっかりと宿ったものが行動に現われることにより証明されるのです<sup>37</sup>」という言葉にもはっきりと見てとれる。イスラーム教では唯一神アッラーの言葉がコーランに記され、それを最も重要な典拠とするシャリーア(イスラーム法)により信者の行為規範が定められている。これは、人間の知恵では善悪を正確にわきまえた規範の定立が不可能であるから、この世に生を受けてから死ぬまでの行為規範をコーラン・シャリーアに依拠する事でより良い生活を送ろうとするイスラーム教の考え方に基づく。その行為規範は1日5回の礼拝の作法から、食事(断食)、性生活、結婚、離婚、遺産相続、商取引、社会の在り方にまで及ぶ<sup>38</sup>。一見、教戒が非常に厳しい様にも思えるイスラーム教ではあるが、全知全能絶対唯一神であるアッラーの言葉に基づく行為規範に従う生き方を決めた信者にとってはそれが彼・彼女らの「自由」な生き方なのである。

---

<sup>35</sup> p.138 内藤、2004

<sup>36</sup> 戸籍、国籍、在フランス日本国大使館 <http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/ryouji/koseki/shusse.html> (15/12/10 アクセス)

<sup>37</sup> イスラームにおける神の概念:神の属性と唯一性、The Religion of Islam <http://www.islamreligion.com/jp/articles/231/> (15/12/11 アクセス)

<sup>38</sup> p.142-143 内藤、2004

ここで、イスラーム教におけるアッラーの捉われ方を、コーランを元に記しておく。第112章1-4節は《言つてやるがよい。”かれこそは神、唯一なる御方である。かれは自在され、全ての創造物はかれによって存在する。お産みなさらないし、お産まれになられたのではない。かれに匹敵する何ものもない。”》と力強く述べている<sup>39</sup>。また、宗教法人日本ムスリム協会によるアッラーの定義の一部を以下に引用する。

木石、動物、天体は言うに及ばず、いかなる人間、天使、悪魔であれ、時空の中に存在する限り、それは有限であり、有限な存在は全て被造物であるに過ぎない。宇宙は時空を超えた存在によって無から創造された。この時空を超えた宇宙の創造者がイスラームで言う「神」、アッラーである。アッラーは時空の創造者であつて、時空によって拘束されることはない。宇宙であれ、異次元であれ、いかなる場所にもアッラーは存在しない。神は何処にも存在しない。時空を超越した神の存在は、そもそも「何処に」と答えられるようなものではない<sup>40</sup>。

すなわち、全ての創造主であるアッラーは時空を含む何ものにも拘束されることはないと思はれているからこそ、それを具現化する偶像崇拝が禁止されているのだ。また、産みも産まれもしない神であるから、ムハンマドも決してキリスト教におけるイエス・キリストの様な神の子という立場ではなく、あくまでその神の創造物である人間から選ばれたものに過ぎない。

上記の様なイスラーム教の原理、また信仰の仕方を理解すれば、信心を行為として外部に示さなければ信仰を完遂できないイスラーム教徒が、ライシテを徹底的に施行するフランスにおいていかに生きづらいのかが見えてくる。また、他の宗教においては聖俗分離が可能であるゆえ、多くの西欧諸国では社会的・文化的発展に伴い宗教の世俗化が進んできた。その結果として、フランスがライシテを徹底することは西欧的「自由」の思想とイスラーム教的「自由」の思想の衝突に繋がり、ムスリムの統合失敗を招いたと言えよう。

---

<sup>39</sup> イスラームの基本的信仰 1)神への信仰

<http://www.islam-guide.com/jp/frm-ch3-2.htm> (15/12/11 アクセス)

<sup>40</sup> アッラー、宗教法人日本ムスリム協会

<http://jmaweb.net/free/aboutislam> (15/12/11 アクセス)

### 3-2-2. 移民統合政策と同化主義

フランスには約 560 万人<sup>41</sup>の移民が生活をしており、また移民二世・三世も含めるとその数は約 1500 万人<sup>42</sup>にのぼる。彼らはフランス全人口の約 22%に値する。しかし、2013 年に人権諮問委員会がフランスに居住する 18 歳以上の 1026 人を対象にした調査によると 74%が「フランスには移民が多すぎる」と回答している<sup>43</sup>。移民が全人口の約 2 割を占める多人種国家においていかなる共生がなされているのか、フランスの移民統合政策の歴史と今日におけるその問題点を指摘する。

産業革命とともに労働力不足となったフランスは 1851 年にはすでに 38 万人の移民がおり、それは当時の人口の 1%を占めた。1914 年から 1919 年の間に起きた第一次世界大戦では約 150 万人の戦死者が出た上、戦争でなければその 4 年間の間に産まれていたであろうという子どもの数は 450 万といわれ、人口減少に悩まされたフランスでは改めて移民推奨がなされた。1932 年には増え過ぎた移民を制限すべく移民制限措置もとられたが、政権が交代する度にフランス政府の移民政策は変わることとなり、1945 年から 1998 年までに移民法が改定された回数は実に 26 回に及ぶ。第二次世界大戦後は衰退した経済を再興すべく公共事業や建設部門などで多くの移民に頼ることとなり、1945 年には移民局 (Office national d'immigration, ONI)が創設されることとなった。移民局の創設後 30 年間は移民を大量に受け入れ、その期間はフランスにおける高度経済成長期として知られる。アルジェリア、モロッコ、チュニジアなど旧植民地から多くの移民を受け入れていたが、1974 年のオイルショックによって景気が悪くなると移民よりもフランス人に職を、という風潮により移民排斥の雰囲気がフランス社会を包み込むことになる。この時期から、移民の母国が欧州系から非欧州

---

<sup>41</sup> Population par sexe, âge et situation quant à l'immigration, Institut national de la statistique et des études économiques (フランス国立統計経済研究所)

[http://www.insee.fr/fr/themes/tableau\\_local.asp?ref\\_id=IMG1A&millesime=2011&niveau=1&typgeo=FE&codgeo=1](http://www.insee.fr/fr/themes/tableau_local.asp?ref_id=IMG1A&millesime=2011&niveau=1&typgeo=FE&codgeo=1) (15/12/14 アクセス)

<sup>42</sup> p.126 山口、2015

<sup>43</sup> 移民への警戒感の高まり、独立行政法人 労働政策研究・研修機構

[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014\\_5/france\\_01.html](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014_5/france_01.html) (15/12/14 アクセス)

系へと変化し、イスラーム教などの異文化がフランス国内に流入することとなり、結果的に現代において文化摩擦をも引き起こすきっかけとなった<sup>44</sup>。

では雇用において不利に立たされる移民の生活はどのようなものとなっているのか。オイルショック以降職を追われた移民達は大都市郊外の低所得者等集合住宅に居住することを余儀なくされた。パリの北東部に位置するバンリュウ(Banlieues)という地域はその最たる例として名を馳せる。現代のフランスにおいては、言語の問題もあり、教育を十分に受けることが出来ない低所得者層、またその子ども達は、低学歴に留まりやすく、貧困の再生産が問題視されている。そして、低所得者層の集まるバンリュウにおいては、仕事に就けない若者たちの不満が溢れて犯罪につながることも多く、現地のフランス人でさえ近づきたがらない<sup>45</sup>。

しかしながら、移民は第二次世界大戦後の経済成長において貴重な労働力を提供しただけではなく、フランスに文化的な彩りをあたえたことも決して否めない。1998年にフランスで開催されたワールドカップではアルジェリア移民二世のジネディーヌ・ジダンの活躍もあり優勝、他にもスペイン生まれのピカソやハンガリー移民二世であるサルコジ前大統領などがその移民の例として挙げられる。では、イスラーム教徒も含めてフランスでは移民統合政策が奏功していると言えるのだろうか。ライシテ同様、フランスにおいて移民統合政策は「自由・平等・博愛」の三原則に則っている。すなわち、移民もフランス共和国の一員として受け入れられる為には、その三原則を受け入れていることが大前提となる。3-2-1.でも述べた「自由」と「博愛」の原則に加えて、「平等」の原則はフランス社会においてどのような意味を為しているのか。これは、フランス共和国憲法第1条にも規定されているように、フランス市民であればその出自や宗教などを理由に差別・迫害されることなく、誰であっても平等に同じ権利を有することを意味する。つまり、内藤が言うには「移民たちが郊外に住むのは、単に彼らの所得が低いからであって、フランス社会が移民を差別した結果ではない<sup>46</sup>」ということの理由付けにもなりうるのだ。多文化な国家であるフランスにおける人権保

---

<sup>44</sup> この段落は p.128-129 山口、2015 より間接引用

<sup>45</sup> p.127 内藤、2004. フランスの地域格差：暴動と郊外問題をキーワードに、独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
[http://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2007\\_1/france\\_01.html](http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2007_1/france_01.html) (15/12/15 アクセス)

<sup>46</sup> p.130 内藤、2004

障の基礎が、逆に社会的・経済的弱者を虐げる根拠ともなっているという矛盾が、フランス市民の潜在意識の中に見てとれる。すなわち、移民や二世の多くが郊外に居住し、たとえ差別を受けていたとしてもそれはあくまでも彼ら個人の問題であって、平等原則を保障しているフランス社会としての問題ではないことを暗に示唆しているのだ。そしてこの暗示は、社会的・経済的弱者に対する今日のフランス社会の構造の欠陥を示している様にも思える。つまり、フランス社会が制度として全市民に平等を保障している以上、後は個人の努力の問題であると投げ出しており、社会的・経済的弱者の生活の現状や問題の本質を見極めることを放棄していると言えるのだ。

法律や制度の文言上の権利を全市民に付与しているとしても、現実問題としてそれが市民の意識の中に捉えられ、実践にうつされていない現状はどう改善することが出来るのであろうか。ひとつは、幼少期からの多文化共生教育が考えられる。しかしながら、既に多くの人種や文化が混在するフランスにおいては、学問を通して得られる知識よりも実践教育や日常生活を通して個人が共生の在り方について考える方が、より効果的であるように思われる。もっとも、「自由・平等・博愛」の三原則に則って、移民に共和国の一員としての契約を結ばせるフランスにおいては、彼らにいわゆる「フランスらしさ」を強要することが、何よりも多文化共生を妨げている理由であろう。内藤も「フランスの場合、異質な文化のコミュニティが形成されることを許さないという力が強く働いている<sup>47</sup>」と述べている。だとするならば、そもそもライシテや同化主義色の強いフランス共和国において、それに馴染まないイスラーム教徒移民に国籍を付与する制度自体に欠陥があるのかもしれない。かといって、ある人が特定の宗教の信者であるからという理由で国籍付与を拒否すれば、そもそもライシテの原則に反するし、国際社会の批判の対象にもなるだろう。国民の思想の基盤や法制度、つまり今日のフランス社会の在り方が既に矛盾を示している。フランス革命時代からの国家の軸である三原則を誇示して社会的・経済的弱者を排斥し続けるのか、もしくは現代のグローバル化に柔軟な対応を見せてより多くの市民が心地よく暮らせる国づくりをするのか、移民統合政策がカギを握りそうである。

ふたつめとして、マイノリティ排斥の根本的な原因は経済的格差にあるのではないだろうか。低所得者層の家庭に生まれた子どもは往々にして良い教育を受けることが出来ずに、将来的に低収入に落ち着き、貧困の再生産が行われやす

---

<sup>47</sup> p.165 同上

い。なにより、フランス語を流暢に話せない移民に対して雇用の機会はほとんどないと言って良い。これにより、低所得者層たちはやりきれない不満感を社会や白人カトリックフランス人に対して抱き、同様に白人は低所得者層に対して良い印象を抱きづらくなる。この様な現状を踏まえると、社会的・経済的弱者の社会参加を促し、自律した生活を送ってもらう為にフランス政府がとるべき政策とは、フランス語の無償教育に加えて、経済的にマイノリティが自律した生活を送れる様に支援することも多文化共生のひとつの道筋としては考えられる。もっとも、厳格な三原則に基づくライシテがイスラーム教徒に対しても等しく適用される限り、真の意味で彼らがフランス社会に受け入れられたと感じることが出来ることは難しい様に思う。フレストは、「あらゆる宗教性を徹底的に排除してこそ民主主義だという考えは、民主主義の名のもとに全体主義体制を敷くことにほかならない。<sup>48)</sup>」と述べている。

#### 4. 日本における表現の自由と多文化共生

##### 4-1 ヘイトスピーチ

西欧社会の個人主義及び民主主義の発展に伴い、日本においても表現の自由が確立されていくことになる。表現の自由の保障は一般的に自己実現の価値と自己統治の価値があるとされている。自己実現とは何人にも抑圧されることなく表現活動を通して自らの人格を形成、発展させていく価値であり、自己統治とはそれら表現活動を通して政治的意思決定に関与していく価値のことを言う。民主主義国家においては、国民の自由な表現活動が保障されていなければ、民主主義が形骸化してしまうほどに重要な権利として保障されている。日本においては日本国憲法 21 条において保障されている。

##### 日本国憲法第 21 条

第 1 項 集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する。

第 2 項 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはなら

---

<sup>48)</sup> p.37 鹿島他、 2015

ない。

第2項で検閲を禁止しているのは、いわゆる事前抑制禁止の法理といわれる。すなわち、国家権力が表現物の内容を発表前に確認し、不都合な内容だと判断したときにその発表を差し止めることを禁止するというものだ。これが認められてしまえば、表現をすることは出来てもそれを外部に表明することができない点において、実質的に表現の自由を制限しており、自己実現・自己統治の価値を実現することが出来なくなる。多くの西欧社会と同様に、日本においても表現の自由は非常に手厚い保障の対象となっている。

第3章においてフランスにおける表現の自由の侵害の例として風刺画を挙げているが、近年日本においては在日朝鮮人・韓国人に対するヘイトスピーチが目立つ。在特会に代表されるように、ただ在日外国人であるというだけで目に余る暴言、誹謗中傷がインターネット上だけに留ることなく行われている。そして、ヘイトスピーチを行っている在特会の会員であっても、その多くは在日外国人である彼らに直接何かをされたわけではない。国民国家である日本の中で在日外国人である彼らが異質であるゆえに、彼らがいわゆる”在日特権”を有している様に見え、それが在特会の過激なヘイトスピーチにつながっているのだ。すなわち、もともと多人種・多文化が混在するわけではなく、日本人という単一均一な国民性のもとで育った環境に、外国人という異質なものが現れたことに対する一種の拒絶反応の様なものだとも言えるだろう。しかし、少子高齢化・人口減少が著しく進行し、国家運営上も移民ないし外国人人材に頼らざるを得なくなってきた今日、同質の日本人ではないという理由のみで差別・排外をすることはナンセンスである。東京オリンピックをひとつの大きな節目として多くの外国人を日本に迎え入れることを想定した上で、日本の未来の為に、また、移住してくる人々の為により住みやすい日本社会を構築する必要がある。

#### 4-2. 日本における政教分離

フランスと異なり日本では宗教が国民性を特徴付ける要素とは言いがたい。正月には初詣をし、バレンタインデーにはチョコレートを交換し合い、ハロウィ

ーンを奇抜な衣装で騒ぐ日と勘違いし、クリスマスにはファストフード店のチキンと共にお祝いする。しかし、日本国民が完全に無宗教であるかと言えば、そういうことでもない。武光は、「外国の多様なものが、つぎつぎに日本の民族宗教である神道と融合してきた<sup>49</sup>」と述べている。また、毎年首相の靖国神社参拝が政教分離違反ではないかと騒がれている様に、決して宗教の話は日本人にとって関係のない話ではない。では、日本もフランスのように厳格なライシテ・政教分離を徹底しているかと言えば、必ずしもそうとは言えない。

昭和 40 年に津市が主催した津市体育館の起工式が宗教法人である宮司主宰のもと神式に則って行われ、公金が支出された為に憲法第 20 条第 3 項(政教分離原則)及び同法第 89 条(公の財産の支出又は利用の制限)違反だと訴えられた事案がある。これに対して昭和 52 年最高裁判所大法廷は津地鎮祭の目的が専ら世俗的であり、その効果が神道を援助、助成、促進するものではないから、宗教的活動にはあたらず合憲であるとの判決を下した<sup>50</sup>。日本ではフランスのライシテの判断基準の様に、ある行為が宗教性を帯びていれば問答無用で政教分離違反となるわけではなく、その目的及び効果に照らして合憲か否かを決する。これはある行為が宗教的なのか、世俗的なのか、慣習的なのかの判断がどうしても明確に区別することが不可能であることに鑑みれば当然の帰結と言える。

この判決から推測するに、政教分離原則は明確に日本にも存在するものの、フランスのライシテの様に公の場で宗教性を出してはいけないという厳格なものではない。これは、フランスと異なり日本、そして日本国民にとって宗教が日常生活における関わりがあまり強い国家ではなかったことが関係していそうである。

#### 4-3. 外国人労働人材登用政策について

日本では、昭和 26 年にいわゆるポツダム司令として出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という。)が制定された。制定当時から、「日本の外国人の受

---

<sup>49</sup> p.7 武光、2009

<sup>50</sup> 津地鎮祭の最高裁判決、文部科学省

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318553.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318553.htm)(15/12/21 アクセス)



け入れの基本方針は、専門的な知識、技術、技能等を活かして職業活動に従事する外国人の入国を広い範囲で認めること、それ以外の外国人労働者すなわち単純労働の分野で働く外国人の入国を認めないこと<sup>51</sup>」であると、前法務省入国管理局長の坂中は言う。さらに、坂中は移民受け入れ政策について以下の様にも述べている。

当初から「永住者」の在留資格を与えて入国を認める「移民」については、狭隘な国土、高い人口密度等の国情を考慮し、原則としてこれを認めない入国管理政策をとっています。移民を受け入れないとする政策は、国際社会の一員となった明治以来、日本国が一貫してとってきた外国人政策です<sup>52</sup>。

すなわち現行法上は、帰化をして日本国籍を取得した者や永住許可を得て永住市民となった者以外は、「その他の正規滞在者」及び「非正規滞在者(不法滞在者)」に大別されることになる。もっとも、帰化して日本国民となった者や永住市民であっても、その実態は在日コリアンやいわゆる移民二世と言われる者など多岐に渡り、内情は決して一括りにすることは出来ない。「その他の正規滞在者」には就労制限がありいわゆる高度人材と言われる「専門・技能職」と、留学・研修・家族滞在などの在留資格のふたつに大別できる。これらの在留資格は永住市民と異なり在留期間の更新が必要となり、在留資格の定める在留活動のみが許可されている<sup>53</sup>。「専門・技能職」の内訳としては人文知識・国際業務、技術、技能など計14の在留資格が認められ、日本は現在この在留資格を有する外国人労働力を受け入れることで日本経済の再興隆を目論んでいる。「非正規滞在者」は超過滞在者と非正規入国者に大別され、2009年時点では約11万3千人を数えた非正規滞在者数も2013年には約6万2千人に半減している<sup>54</sup>。「非正規滞在者」に関しては日本における就労を認めていないが、「その他の正規滞在者」に対しても在留資格の定める在留活動のみが許可されている点で職業選択の自

---

<sup>51</sup> p.138 坂中、2001

<sup>52</sup> p.139 同上

<sup>53</sup> p.119 川村他、2009

<sup>54</sup> 法務省入国管理局、本邦における不法残留者数について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press\\_090217-2.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press_090217-2.html)

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00031.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00031.html)

(16/1/8 アクセス)

由に制約がある。またそれに伴い、外国人であるという差別的な理由が不条理にも作用し、実質的には居住の自由も完全に保障されているとはいいがたい現状である。実情として家主の多くが外国人に対する賃貸経験の浅さが居住の自由を制限する一方、制度的にも賃貸契約時に身元保証人を求めることが外国人の民営賃貸住居入居をより妨げる一因となっている。近年では、保証人の代わりに家賃債務保証会社を利用する仕組みが普及したことで多少この問題は緩和されたものの、日本社会に根強く残る外国人に対する排他的な雰囲気は、正当な在留資格を有する外国人にすら住みづらさを感じさせている<sup>55</sup>。今後、日本がより多様な人種・文化・背景を持ち合わせる多文化国家を目指すのであれば、就労を保障する制度のみではなく、それに付随して生活に欠かせない諸障壁を除去する必要もある。

また昨今多く議論される研修生の労働の問題も無視出来ない。外国人研修制度とは元来、日系企業が海外進出する際の幹部育成及び技術の現地国への還元によって国際貢献を果たすという目的で施行された。しかし、人手不足に悩んでいた中小企業に研修への途が開かれたことがきっかけとなり、彼らを低賃金で雇える単純労働者とみる流れが強まってしまった<sup>56</sup>。最低賃金の保障がされない労働環境や、労働基準法の適用がない劣悪な環境は大きな社会問題となり、平成 21 年入管法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布され平成 22 年 7 月から施行されている<sup>57</sup>。この改正法により研修生にも労働契約等に基づき労働基準法や最低賃金法等、労働関係法上の保護を与えることにより不適正な受け入れの撲滅が期待される。

そして外国人の受け入れに関しては本人の就労の問題のみならず、彼らの家族の生活も無視してはいけない。特に子どもを連れて日本に移り住んでくる外国人の場合は、教育がひとつの大きな懸念事項となりうる。公立学校ではそもそもの日本語の語学力不足の問題や、移住・転校のタイミングによっては母国における勉強内容との進捗の差、いじめなど多くの障壁がある。他方、在日外国人学校はまず校数も十分とは言えないし、教師の質・量も担保できず、また学校法人

---

<sup>55</sup> p.153 川村他、2009

<sup>56</sup> p.132 同上

<sup>57</sup> 法務省 新たな研修・技能実習制度に係る Q&A

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00011.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00011.html)  
(16/1/15 アクセス)

化していないものすら存在する<sup>58</sup>。日本社会の構成員として生きていくのであれば外国人であっても公立学校で学ぶべきだ、という意見にも一理あるものの、柴崎は「母語によるアイデンティティの確立は人間形成に重要であり、帰国する意思のある家族にとっても母国文化での教育は必須である<sup>59</sup>」こと等を理由に在日外国人学校の重要性を説いている。

昨今、日本において外国人労働人材登用が多く議論される背景に少子高齢化があることを踏まえ、従来の経済成長を保つべくこれから日本経済は”移民”に頼るのか、もしくは減りゆく人口に沿う経済レベルで日本の未来を考えるべきなのかはこれからの国家観として欠かせない議論である。しかしいずれにせよ、外国人を移民や短期労働者として日本に受け入れるか否かに関わらず、日本国民の多文化共生に対する意識の変革は一刻を争う。なぜなら、在特会にみられるヘイトスピーチや嫌韓・嫌中ムードなど、今日の日本は多文化共生が出来ていないだけに留まらず、異質なものに対する日本人の拒絶反応は他の人権侵害をも引き起こしているからだ。

しかしこの際に注意しなければならないのは、いかに外国人労働者たちに日本社会への同化を強制することなく、彼らを受け入れて行くことが出来るかである。日本が今後、その呼び名がなにであれ、より多くの外国人を国内に迎え入れる場合、その利点は決して経済活動を行う労働者の頭数が増えるだけでは無い。多様な背景や文化が入り交じることで、日本人が本来持つ日本人らしさがより際立つだけではなく、新たな要素を加えることで日本文化に彩りをもたらすことが期待出来る。

## 5. おわりに - 多文化社会における自由とは -

### 5-1. フランスにおける自由の捉え方

フランス共和国においては、市民が一丸となってフランス革命を成し遂げたという歴史的背景もあり、フランス市民たる普遍的な要素を同様に持つことが国家単位で求められ、それはライシテや「自由・平等・博愛」の三原則にも見て

---

<sup>58</sup> p.83 川村他、2009

<sup>59</sup> 同上

とれる。その根幹を揺るがしかねない特異な要素を表現することは公の場では許されていない。要はフランスにおける多文化共生とは、異文化間の相互理解の上に成り立つものではなく、あくまでも複数の文化や人種をひとつの国家として統合するためにのみ存在しているのだ。国民国家日本における多文化共生とは前者が想起されやすく、いかに異なる文化を持つ人種と交わり共に生きるかが議論されがちである為、同じ尺度でフランス社会を批評してはいけない。

では、フランスの国家方針にそぐわないマイノリティ達はフランス市民たり得ないのだろうか。多くの人種や文化背景を持つ者を統合しひとつの国家として運営してきたフランスにおいては、他の国とは異なる”フランスらしい”国家運営の仕方がある。誰もが同じフランス市民たる普遍性を持ち合わせていることの安心感や連帯感が人々を結びつける働きをしていることは間違いないだろうし、それがまたフランスの同質性を助長しているであろうことも推定できる。なにより、国家が移民政策の方向性を決めるのはその国家や国民の自由であることは間違いがないし、国家建設の歴史がその方向性を位置づける上で大きな役割を担うことも十分に納得できる。他方で、一度経済成長という私利の為に受け入れた移民達を無下に扱うことはいかかなものだろうか。国家の歴史や大局的な国家観というのは非常に重要ではあるが、それに固執しすぎるがあまりに変わりゆく社会から目を背けることは、人材が流動的な今日の国際社会にそぐわない。特に移民二世にいたっては、フランス市民であるという自覚を持って生きているのにもかかわらず、その出自ゆえに生きづらさを感じている。国民が保障された自由な権利は国家統合という盤石な基盤の上に成立していることに鑑みると、その統合との不調和を感じているマイノリティが、マジョリティや国家と衝突してしまうことは自然の摂理である。彼らが疎外感を感じることなく生きてゆける自由を、フランスらしさをなくすことなくいかに包摂出来るかが今後の課題になるように思う。

そして、シャルリ・エブド事件はまさにそんなマイノリティとフランス社会との不和が表出した事件ではなかっただろうか。宗教的理由からフランス社会に同化しきれないマイノリティと、表現の自由を盾に差別的表現をしていたシャルリ・エブド社との衝突、さらに個々が受け入れられなかったと感じる背景が複雑に絡み合って引き起こされた事件だと言える。フランス社会において、イスラム教徒たちは異端者と描かれることが多いが、それは決して彼らが反国家的体制であるわけではなく、宗教的信心に忠実であろうとするがゆえに生じる軋

轆なのである。そして、前述のフランス国家観により社会から排斥されていると強く思う一部のイスラーム教徒が暴徒化し、それが一般化されて報道されることで、イスラーム教徒全体がより生きづらさを感じてしまう社会構造という負のスパイラルが感じられる。それを踏まえると、シャルリ・エブド社を襲ったテロを起こしたのは他の宗教信者であったかもしれないし、特定人種であったかもしれないし、はたまた特定の共通項でつながる多文化・多人種グループの可能性も大いにあったはずである。

多文化で混成されるフランス社会においては、「同質性」に強く固執する社会性がマイノリティの生きづらさに寄与し、実質的な自由を大幅に制限している。あくまでも社会制度としては個々に自由な権利が保障されているものの、国民や社会の根底に存在する「同質性」もまた「自由」と同じ程フランス国家観として存在感を発揮している。

## 5-2. 日本における自由の在り方

近代社会において表現の自由の権利を獲得していく過程で、同等に重要視されたのが思想・信条の自由である。これは表現内容を外部に表明する前に、それを内心に形成し保持する自由のことを指す。政教分離の思想を軸に闘い勝ち取ったその権利は、池内によれば「自分の自由を侵害されたくなければ、他者の自由を認めよ」という公準を不可欠の要素」としている<sup>60</sup>。さらに池内は、「自分の気分を害されたくなければ、他者の気分を害するな」という公準が日本には存在すると続け、それは他者の気分を害すると思われる表現をあらかじめ慎むことで自らの精神の自由を失っていることになるのではないかと指摘する<sup>61</sup>。

しかしながら、他者の気分を何も考慮することなく何でも言えるというのが本当の「自由」と言えるのであろうか。これはシャルリ・エブド的な風刺やヘイトスピーチでさえも全て認められるということにはならないだろうか。日本におけるヘイトスピーチについては本論文における詳述を避けたが、その一因は日本人の無知さに起因すると考えられる。すなわち、日本において数的に相対的

---

<sup>60</sup> p.130 鹿島他、2015

<sup>61</sup> 同上

に圧倒的マイノリティである外国人が目立ち、彼らの生存を支える諸制度等に漏れた不満が人格攻撃という形として表現されているのだろう。そして、明らかに人格攻撃的表現は許されて然るべきものではない。しかし、例えば風刺画という表現方法であれば社会に受け入れられる範囲というのが日本とフランスでは大きく異なる。そこが、国の歴史や文化、国家観によって「自由」の捉えわれ方に差異が生じる部分であると主張する所以である。

たしかに、池内の言う他者に気を遣い過ぎる日本人の国民性は、精神の自由の喪失であり個人として見ると問題なのかもしれない。しかし一方で、多文化共生という側面から考えると、この国民性は円滑な異文化理解を図る重要な潤滑油にもなりうるし、適切な教育と相互理解を経ることで日本は大いに各人の「自由」が担保された多文化共生をする可能性を秘めている。

但し他方で、日本はフランス同様「同質性」に強く固執する素地があるとも思われる。それは国民国家であり、島国であることに大きく影響されているだろうし、個性をのばすことに重きを置く欧米式教育とは異なり同じ情報を一方的に学生に届ける日本式教育方針にも見てとれる。すなわち、幼少期から日本人は同じ環境で同じ情報のみを与えられ、他者と異なる発言や行動を極端に嫌うその国民性は、日本人の「型」にはまらない外国人へ同化圧力をかける可能性が潜在的に認められる。他者の感情に気を遣える国民性を活かし、日本人も移民も心地よく共生できる環境づくりに尽力する必要がある一方で、フランスとは同じ轍を踏まない為にも、極端な同化主義を避けた多文化主義の在り方を再考すべきである。

## 参考文献・引用

- シャルリ・エブド事件を考える、鹿島茂・関口涼子・堀茂樹 編著、白水社、2015年
- 権利のための闘争、R.イエーリング著/小林孝輔・広沢民生訳、日本評論社、1978年
- 解説 世界憲法集(改訂版)、樋口陽一・吉田善明編、三省堂、1991年
- EUとイスラームの宗教伝統は共存できるか、森孝一編著、明石書店、2007年
- 人民とはなにか？ *Qu'est-ce qu'un peuple?*、A.バディウ・P.ブルデュー・他、以文社、2015年
- 啓蒙思想の三態 ヴォルテール デイドロ ルソー、市川慎一、新評論、2007年
- 絵で見るフランス革命-イメージの政治学-、多木浩二、岩波新書、1991年
- 日仏マンガの交流-ヒストリー・アダプテーション・クリエーション-、石毛弓・柏木隆雄・小林宣之、思文閣出版、2015年
- フランス革命、T.C.W. ブラニング、岩波書店、2005年
- 宗教 vs. 国家 フランス<政教分離>と市民の誕生、工藤庸子、講談社、2007年
- 現代フランス、渡邊啓貴、岩波書店、2015年
- 移民社会フランスの危機、宮島喬、岩波書店、2006年
- ヨーロッパとイスラーム -共生は可能か-、内藤正典、岩波書店、2004年
- 世界のなかのライシテ -宗教と政治の関係史、ジャン・ボベロ、和市正年・中村遥訳、白水社、2014年
- フランス流テロとの戦い方 全仏 370 万人「私はシャルリ」デモの理由、山口昌子、ワニ・プラス、2015年
- 力の論理を超えてール・モンド・ディプロマティーク 1998-2002、「ル・モンド・ディプロマティーク」日本語版編集部、NTT 出版、2003年
- 日本人にとって「宗教」って何だろう、武光誠、河出書房新社、2009年
- 日本型移民国家への道 [増補版]、坂中英徳、東信堂、2013年
- 日本の外国人政策の構想、坂中英徳、日本加除出版、2001年
- 移民政策へのアプローチ ライフサイクルと多文化共生、川村千鶴子他編著、

明石書店、2009年